

市内生産・加工事業者等の「新商品開発」「商品改善」を支援します！

「見附市売れる商品づくり推進事業補助金」のご案内

1. 補助対象者

見附市内に主たる事業所を有する生産・加工事業者等

2. 補助対象事業

新商品開発事業

- ①見附市内の素材を用いた商品開発
- ②オリジナル商品の開発

商品改善事業

- ①従来商品の高級化、形状、食味等の改善
- ②従来商品のパッケージ等の改善

3. 補助対象経費（共通）

- ①原材料等の購入に関する経費
- ②機械装置又は工具器具の購入及び改良等に要する経費
- ③販売にあたっての検査経費
- ④パッケージ、パッケージデザインに関する経費
- ⑤市場調査に関する経費
- ⑥商品の広報・PRに係る費用

4. 補助額

補助率

補助対象経費の $\frac{2}{3}$ 以内（1,000円未満の端数がある場合は当該端数を切捨てた額）

補助額上限

新商品開発事業： 200千円 商品改善事業： 100千円

5. 募集期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

予算に達し次第、募集を終了します。申請前に必ずご連絡下さい。

6. 申込方法

申請書に必要事項を記載し、見附市役所 2F 地域経済課に提出して下さい。

7. 主な注意事項

- ・ 補助金の交付が決定してから、事業に着手して下さい。すでに着手している事業や経費は補助金の対象外です。
- ・ 事業完了から 30日以内 に実績報告書を提出して下さい。
- ・ 申請を希望する事業が補助対象であるか、購入予定の物品が補助経費の対象であるかなどご不明な点がある場合は、申請をする前にご相談下さい。

提出・お問い合わせ先

担当 見附市 地域経済課 交流促進係 **電話** 0258-62-1700（内線：227）